

長期優良住宅認定申請手数料【令和4年2月20日から】

足利市 建築指導課

(円)

	新築		増築	
	確認書等を添付	確認書等なし	確認書等を添付	確認書等なし
一戸建て住宅	<u>17,000</u>	45,000	<u>24,000</u>	63,000
共同住宅等	建築物全体の戸数が5戸以内	107,000	<u>39,000</u>	149,000
	建築物全体の戸数が5戸超～10戸以内	171,000	<u>61,000</u>	240,000
	建築物全体の戸数が10戸超～30戸以内	337,000	<u>98,000</u>	472,000
	建築物全体の戸数が30戸超～50戸以内	605,000	<u>156,000</u>	846,000
	建築物全体の戸数が50戸超～100戸以内	1,041,000	<u>238,000</u>	1,455,000
	建築物全体の戸数が100戸超～200戸以内	1,923,000	<u>401,000</u>	2,688,000
	建築物全体の戸数が200戸超	2,742,000	<u>504,000</u>	3,833,000

長期優良住宅建築計画の変更に係る認定手数料は当初申請に係る手数料の2分の1

※確認書等：確認書及び住宅性能評価書(写しでも可)

○ 問合せ先

足利市 建築指導課 建築指導担当 0284-20-2170